

市からの連絡帳

税・届け出

市税の納付は口座振替が便利です

市では口座振替での納付を推奨しています。口座振替は、納期ごとに自動で振替になります。確実に安心な納付方法です。

現在、固定資産税・都市計画税では2人に1人の方が、市民税・都民税(普通徴収)では4人に1人の方が口座振替をご利用いただいています。

※詳細は市HPをご覧ください。
西東京市 口座振替 検索
▶納税課 ☎042-460-9831

償却資産申告書の送付

事業用資産を所有している方に、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している資産について申告をお願いしています。令和3年度の償却資産申告書を11月上旬までに送付しますので、令和3年1月20日(木)までの申告にご協力ください。※地方税法上の申告期限は2月1日(月)まで。

事業用資産を所有している方で、申告書が届かない場合は、下記へご連絡ください。

□申告方法 ●郵送(〒188-8666 市役所資産税課)
●持参(田無庁舎4階) など

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者などに対し、以下の税制上の措置が講じられます。

- 事業収入が減少している中小事業者などに対し、固定資産税・都市計画税の軽減
- 影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者などに対し、固定資産税の特例措置の適用対象資産を拡充

※詳細は市HP・11月15日号をご覧ください。

※ご不明な点は申告前にお問い合わせください。
▶資産税課 ☎042-460-9830

ご利用ください 国の「中退共制度」掛金の一部を補助します

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

□特色 ●国の制度なので安心
●掛金は全額非課税で有利
●外部積立型なので管理が簡単 など

田 所定の申込書に記入・押印のうえ金融機関へ提出
田 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎03-6907-1234

市の助成

□要件 ●市内に事業所(事務所)を有する中小企業者
●勤労者退職金共済機構(国)が実施する中小企業退職金共済事業による退職金共済契約を締結し、共済掛金を納付していること など

□助成額 該当する従業員の掛金に對

して、加入時から36カ月を限度として1人当たり月額500円(1カ月の掛金が2,000円の場合は月額300円)
※市の助成制度の申込は毎年2月です(募集時期に市報で再度ご案内します)。

▶産業振興課 ☎042-420-2819

生産緑地地区変更案の公告・縦覧

在住・利害関係者は、期間中に意見書を提出できます。

□縦覧期間 10月15日(木)~29日(木)

場 都市計画課(保谷東分庁舎)

□意見書 10月29日(木)(必着)までに住所・氏名・地区との関係を明記し、〒202-8555市役所都市計画課へ郵送・ファクス・メールまたは持参

▶都市計画課 ☎042-438-4050
☎042-439-3025

✉toshikei@city.nishitokyo.lg.jp

年金

年金受給者の「扶養親族等申告書」は期限までにご提出を

日本年金機構より「令和3年分扶養親族等申告書」が、9月下旬から順次送付されています。10月30日(金)までにご提出ください。提出を忘れると、各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

対 老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方

- 65歳未満の方：108万円以上
- 65歳以上の方：158万円以上

※提出が不要な方もいます。

問 ●扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル

☎0570-081-240(ナビダイヤル)
※050から始まる電話からは

☎03-6837-9932

●武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課 ☎042-460-9825

子育て

ひとり親家庭等医療費助成制度現況届

現在(田)医療証をお持ちの方に、来年1月1日以降の(田)医療証の交付を受けるために必要な「現況届」のご案内を送付します。現況届の提出がないと、来年1月1日以降の医療費助成を受けることができませんので、必ず提出してください。

□提出期限 11月6日(金)

□必要書類

- (田)ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書(現況届)
- 受給者本人と対象児童の健康保険証の写し

※その他、該当者のみ提出が必要な書類があります。同封の案内を必ずご確認ください。

□医療証の交付

現況届の審査の結果、対象となる方は、12月末までに(田)医療証を郵送します。対象とならない方にはその旨通知します。本制度の対象となる方で(田)医療証をお持ちでない場合は、申請が必要です。下記までお問い合わせください。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

認可外保育施設を利用する方へ給食費を補助します

子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付認定を受け、認可外保育施設を利用する3~5歳児クラスの子どもと同居している保護者(市内在住に限る)に、給食費の一部を補助します。

□対象 次の全てを満たしている保護者 ●該当する子どもの給食費を完納している

- 該当する子どもが認可保育所、地域型保育事業、認定こども園または幼稚園を利用していない

□要件 いずれかに該当すること

- 該当する子どもが生計を一にする小学校就学前の子どものうち、第3子以降
- 年収360万円未満世帯

□補助金額

子ども1人につき月額上限6,000円

□補助対象期間 令和2年4~9月

申 10月15日(木)~11月10日(火)に、申請書に領収書などを添付し保育課(田無第二庁舎2階)へ

※詳細は市HPをご覧ください。

▶保育課 ☎042-497-4926

暮らし

あなたの建物、違反建築になっていませんか? 10月15日(木)~21日(水) 違反建築防止週間

建物は新築時に適法でも、その後の改修や用途の変更により違反になってしまう場合があります。建築確認が不要でも法の基準は守らなくてはなりません。

改修などの際には、事前に建築士や建築指導課へ相談しましょう。

▶建築指導課 ☎042-438-4019

市政

教育委員会事務事業の点検・評価報告

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、令和元年度における主な施策である22項目について、点検・評価を行い、報告書を作成しました。

また、5カ年計画である教育計画の進捗状況の参考資料も作成しました。

詳細は情報公開コーナー(田無庁舎5階)・市HPをご覧ください。

▶教育企画課 ☎042-420-2822

募集

市職員募集(令和3年4月1日付採用)

□試験区分 一般事務(障害者対象)

□試験案内 10月15日(木)から職員課(田無庁舎5階)・市HPで配布

□申込期間 10月15日(木)~11月6日(金)(必着)

※詳細は市HP・試験案内で必ず確認してください。

▶職員課 ☎042-460-9813

シルバーピア生活協力員(常駐)

シルバーピア(高齢者集合住宅)の生活協力員室に常駐し、入居者の安否確認・病気など緊急時の対応・連絡などを行う生活協力員を募集します。

□募集人数 1人

場 都営新町五丁目アパート(新町5-17-22-107)

※生活協力員住戸は3DK(約63㎡)

□資格 次の全てに該当する昭和36年4月2日以降に生まれた方

- 都内在住
- シルバーピアに設置した生活協力員住宅に居住できる
- 高齢者福祉と生活協力員の仕事に理解と熱意を有する
- 現に同居し、または同居しようとする親族がいる
- 世帯の所得の合計が特定公共賃貸住宅(都民住宅)の所得基準内(下表)である
- 持ち家がない
- 申込者・同居家族が暴力団員でない

□謝金 月額13万8,000円

□家賃 全額補助

申 10月15日(木)~30日(金)の平日に、高齢者支援課(田無第二庁舎1階)へ

□募集要項 高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)・市HPで配布

※詳細は募集要項をご覧ください。
▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

家族数	所得基準額
2人	227万6,000円~622万4,000円
3人	265万6,000円~660万4,000円
4人	303万6,000円~698万4,000円
5人	341万6,000円~736万4,000円
6人	379万6,000円~774万4,000円
7人	417万6,000円~812万4,000円

全国地域安全運動 10月11日~20日

スローガン「守ろうよ わたしの好きな 街だから」

一人一人が防犯意識を持ち、みんなで「メールけいしちょう」を登録して、安全で安心して暮らせる街・西東京市を目指しましょう。

- ③侵入窃盗の被害防止
- ④自転車盗の防止

警視庁HP
問 田無警察署 ☎042-467-0110
▶危機管理課 ☎042-438-4010

油・断・快適! 下水道

キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。鍋や食器に付いた油汚れは、洗う前にふき取りましょう。この行動が川や海の良好な水環境につながります。

▶下水道課 ☎042-438-4060